

ご契約者さま各位

カーディフ・アシュアランス・ヴィ
(カーディフ生命保険会社)

保険法施行にともなうご契約のお取扱いに関するご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、保険契約者などの保護を目的とした保険法が平成 22 年 4 月 1 日に施行されます。保険法の一部の規定は、施行前に締結されたご契約にも適用されるため、当社では施行前に締結されたご契約に対し、保険法に準拠したお取扱いを規定した「保険法施行日後の取扱に係る特則」を平成 22 年 4 月 1 日より適用することとなりました。つきましては、「保険法施行日後の取扱に係る特則」をご案内いたしますので、次ページ以降をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、新たに適用させていただく「保険法施行日後の取扱に係る特則」は、現在ご加入いただいておりますお客さまのご契約のお取扱いに対し、保険法に準拠した規定の諸改訂を行っておりますが、保障内容(支払事由、給付金額など)および保険料の変更は一切ございませんので、ご安心ください。また、この変更にとともなうお客さまからのお手続きの必要はありません。

この内容に関するご質問等につきましては、下記カーディフ生命お客さま相談室までご連絡ください。

弊社では、今後とも募集代理店とともにお客さまへのサービス向上に努めてまいりますので、末永くご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

この内容に関してのお問合わせ
カーディフ生命保険会社お客さま相談室
TEL:03-6415-8275
受付時間:9:00~18:00(祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日)

満期保険金付 医療保険

満期保険金付 女性疾病入院特約

- 「保険法施行日以後の取扱いに係る特則」
適用のお知らせ
- 保険法施行日以後の取扱いに係る特則

【引受保険会社】



カーディフ・アシュアランス・ヴィ
(カーディフ生命保険会社)

満期保険金付医療保険 満期保険金付女性疾病入院特約

- 「保険法施行日以後の取扱
- 保険法施行日以後の取扱

に係る特則」適用のお知らせ
に係る特則

この冊子について

現在ご加入いただいている保険契約の約款の一部変更にとまなう大切なことから記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認ください。

なお、すでにお渡しいたしました「**ご契約のしおり・約款**」、**「契約概要・注意喚起情報」**とともに大切に保管し、ご活用ください。

ご不明な点がございましたら、カーディフ・アシュアランス・ヴィ（カーディフ生命保険会社）（以下「当社」といいます）までお問い合わせください。

お問い合わせは

カーディフ・アシュアランス・ヴィ
(カーディフ生命保険会社)

お客さま相談室

TEL:03-6415-8275

受付時間 9:00～18:00
祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日

保険法の概要について

保険法は、保険契約に関する一般的なルールを定めた法律です。この法律には、保険契約の締結から終了までの間における、保険契約における関係者の権利義務等が定められています。

これまで保険契約に関するルールは、明治32年に制定された商法の「第2編第10章 保険契約に関する規定」に定められていましたが、100年近くにわたり実質的な改正がなされていませんでした。そこで、現代社会に合った適切なものとするため、この商法の保険契約に関する規定を全面的に見直し、独立した法律にしたものが保険法です。保険法は、平成22年4月1日に施行されます。

「保険法施行日以後の取扱いに係る特則」 適用のお知らせ

INDEX —もくじ—

保険法の概要について	4
------------	---

「保険法施行日以後の取扱いに係る特則」の主なポイント

■1 給付金などの支払時期および支払場所	5
■2 死亡時支払金受取人の変更	6
■3 遺言による死亡時支払金受取人の変更	7
■4 重大事由による解除	7
■5 給付金などの受取人による保険契約の存続	7

■生命保険に関する主な改定ポイント

① 保険契約者等の保護のための規定整備

- ・ 保険金や給付金の支払時期についての規定を新設
- ・ 契約締結時の告知についてのルールを整備

② 保険金受取人の変更についてのルールの整備

- ・ 保険金受取人の変更の意思表示の相手方は保険会社であることを明記
- ・ 遺言による保険金受取人の変更が可能であることを明記

③ モラルリスクの防止のための規定の新設

- ・ 重大事由（詐欺など）があった場合に保険会社が保険契約を解除できる旨の規定を新設

④ 傷害疾病定額保険（医療保険などが該当）に関する規定の新設

「保険法施行日以後の取扱に係る特則」の主なポイント

保険法の一部の規定は、施行前に締結されたご契約にも適用されるため、当社では施行前に締結されたご契約に対し、保険法に準拠したお取扱いを規定した「保険法施行日以後の取扱に係る特則（以下「特則」といいます。）」を平成 22 年 4 月 1 日より適用いたします。このため、現在ご加入いただいているご契約のお取扱いが一部変更となります。

この特則が適用されることにより、ご契約の保障内容（支払事由、給付金額など）の変更は一切ございませんので、ご安心ください。また、この変更にもなうお客さまからのお手続きの必要はございません。主な変更内容は以下のとおりです。

詳しくは 8 ページから 17 ページの特則をご覧ください。

1 給付金などの支払時期および支払場所 (満期保険金付医療保険 第 36 条)

給付金などのご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到着した日*（満期保険金の請求の場合は請求書類が当社に到着した日*または保険期間満了日のいずれか遅い日）からその日を含めて 5 営業日以内に当社または当社の指定した場所でお支払いすることとしています。ただし、給付金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合のお支払期限は、現在適用されている約款では明確に定められておりません。保険法の制定により、保険金・給付金等のお支払時期に関する規定が新設されたことを受けて、お支払いに際して確認などを要する場合とのお支払期限について、次のとおりとなります。また、この期限を経過して給付金などをお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

<p>①給付金などをお支払いするための確認が必要な次の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付金などの支払事由に該当する事実の有無の確認が必要な場合 ・給付金などのお支払の免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 	<p>お支払期限： 請求書類が当社に到着した日*からその日を含めて 45 日を経過する日</p>
<p>②上記①の確認を行うために特別な照会や調査が必要な次の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士法など法令にもとづく照会が必要な場合 ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ・保険契約者、被保険者または給付金などの受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ・日本国外における調査が必要な場合 	<p>お支払期限： 請求書類が当社に到着した日*からその日を含めて 180 日を経過する日</p>

*請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

2 死亡時支払金受取人の変更 (満期保険金付医療保険 第 37 条)

現在適用されている約款では、死亡時支払金受取人の変更は保険証券に裏書を受けなければ、保険会社に対して変更されたことを主張（対抗）できません。特則の適用により、保険証券への裏書は変更の事実の記載の位置づけとなり、保険法の規定に沿って、請求書類が保険会社に到着した場合、その請求書類を発信した日にさかのぼって変更の効力が生じることとなります。ただし、請求書類が当社に到着する前に、死亡時支払金の支払事由が生じ、保険会社がすでに変更前の死亡時支払金受取人に死亡時支払金をお支払いした場合は除きます。

3 遺言による死亡時支払金受取人の変更 (満期保険金付医療保険 第 38 条)

保険法の制定により、遺言による保険金や給付金の受取人の変更が規定されたことを受けて、死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意があることを前提に、保険契約者の法律上有効な遺言によっても可能となります。

4 重大事由による解除 (満期保険金付医療保険 第 39 条、満期保険金付女性疾病入院特約 第 24 条第 2 項)

保険契約者などが死亡時支払金を詐取する目的で被保険者を殺害しようとした場合や給付金などの請求に関し給付金などの受取人に詐欺行為があった場合など、重大事由を引き起こした場合、保険会社は保険契約を解除することができます。また、すでに給付金などをお支払いした場合でも、当社はその返還を請求することができます。現在適用されている約款においても「重大事由による解除」については定めていましたが、保険法の制定により、重大事由による解除に関する規定が新設されたことを受けて、保険会社が保険契約を解除する場合を具体的に明示しています。

5 給付金などの受取人による保険契約の存続 (満期保険金付医療保険 第 40 条)

保険契約者が財産の差し押さえを受けた場合の差押債権者や保険契約者が破産手続きを開始した場合の破産管財人など（以下「債権者等」といいます。）が保険契約者の解約払戻金を差し押さえた上で、保険契約を解約することがあります。保険法の制定により、契約当事者以外の者による保険契約の存続規定が新設されたことを受けて、債権者等からの解約通知が保険会社に到達したときから1ヶ月以内に、給付金などの受取人が保険契約者の同意を得て、債権者等に解約払戻金相当額を支払う等の一定の条件を満たした場合は、保険契約を存続させることができるようになります。

保険法施行日以後の
取扱に係る特則

INDEX ーもくじー

満期保険金付医療保険 ● 9

満期保険金付女性疾病入院特約 ● 15

満期保険金付医療保険普通保険約款 保険法施行日以後の取扱に係る特則

以下の「保険法施行日以後の取扱に係る特則」は、満期保険金付医療保険普通保険約款の一部となります。特則以外の条文についての変更はありません。ご契約時にお渡しした「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

24 保険法施行日以後の取扱に係る特則

第 36 条（給付金等の支払時期および支払場所）

1. 給付金等の支払時期および支払場所について、第 14 条（給付金等の請求、支払時期および支払場所）第 4 項および第 5 項の規定は適用せず、本条第 2 項から第 6 項のとおり取り扱います。
2. 給付金等は、第 14 条第 2 項および第 3 項の請求書類が会社に到達した日（満期保険金の場合は、その到達した日と満期保険金の支払事由が生じた日のいずれか遅い日とします。以下本条において同じとします。）からその日を含めて 5 営業日以内に、会社の日本における主たる店舗または会社の指定した場所で支払います。
3. 給付金等の支払のために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金等の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、第 14 条第 2 項および第 3 項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。
 - (1) 給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡、第 1 条（給付金の支払）の支払事由または第 5 条（満期保険金の支払）の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 給付金等の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金等の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前 2 号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金等の請求時までにおける事実

4. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前 2 項にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、第 14 条第 2 項および第 3 項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（第 1 号から第 4 号までに掲げる複数の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合であっても、180 日とします。）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項について弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180 日
 - (2) 前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定 180 日
 - (3) 前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日
 - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180 日
5. 前 2 項の確認を行う場合、会社は、給付金等を請求した者に通知をします。
6. 第 3 項および第 4 項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。また、その間は給付金等を支払いません。
7. 第 28 条（払戻金）第 3 項において「第 14 条」を「第 36 条第 2 項」と読み替えて適用します。

第 37 条（特別適用日以後の死亡時支払金受取人の変更）

1. 第 17 条（死亡時支払金受取人の変更）を適用せず、本条第 2 項から第 4 項のとおり取り扱います。
2. 保険契約者は、死亡時支払金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
3. 前項の通知をするときは、請求書類（別表 1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

- 第2項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡時支払金受取人に死亡時支払金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡時支払金受取人から死亡時支払金の請求を受け、会社はこれを支払いません。

第38条(遺言による死亡時支払金受取人の変更)

- 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡時支払金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 前項の死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 前2項による死亡時支払金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 前項の通知をするときは、請求書類(別表1)を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

第39条(特則適用日以後の重大事由による解除)

- 第25条(重大事由による解除)を適用せず、本条第2項から第4項のとおり取り扱います。
- 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - 保険契約者、被保険者(死亡時支払金の場合は被保険者を除きます。)または給付金等の受取人が、この保険契約の給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - この保険契約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- 会社は、給付金等の支払事由が生じた後でも、前項の規定に基づき保険契約を解除することができます。この場合、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事

由による給付金等の支払を行いません。また、この場合に、すでに給付金等の支払を行っていたときでもその返還を請求することができます。

- 本条の規定による保険契約の解除については、第23条(告知義務違反による解除)第4項および第5項の規定を準用します。

第40条(給付金等の受取人による保険契約の存続)

- 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - 保険契約者でないこと
- 第1項の通知をするときは、請求書類(別表1)を会社に提出してください。
- 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡時支払金または満期保険金の支払事由が生じ、会社が死亡時支払金または満期保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡時支払金の支払事由が生じた場合には死亡時支払金受取人に、満期保険金の支払事由が生じた場合には満期保険金受取人に支払います。

第41条(特則の適用について)

- この特則は保険法(平成20年法律第56号)の施行日(平成22年4月1日)以後に適用します。
- 第1条(給付金の支払)から第35条(特別条件をつける場合の特則)までの条項において、「必要書類」とあるのを「請求書類」と読み替えます。
- 請求書類について、つぎの別表1を適用します。

(別表1) 請求書類

(I) 給付金等の請求書類

項目	請求書類
1. 災害入院給付金・ 疾病入院給付金	(1)会社所定の請求書 (2)不慮の事故であることを証する書類 (災害入院給付金を請求する場合に 限ります。) (3)会社所定の様式による医師の診断書 (4)会社所定の様式による入院した病院 または診療所の入院証明書 (5)被保険者の住民票（ただし、給付金 の受取人と同一の場合は不要） (6)給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証 明書 (7)最終の保険料領収証 (8)保険証券
2. 手術給付金	(1)会社所定の請求書 (2)会社所定の様式による医師の診断書 (3)会社所定の様式による手術を受けた 病院または診療所の手術証明書 (4)被保険者の住民票（ただし、給付金 の受取人と同一の場合は不要） (5)給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明 書 (6)最終の保険料領収証 (7)保険証券
3. 満期保険金	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の住民票（ただし、住民票 で不十分な場合で更に事実関係の確 認が必要なときは戸籍抄本） (3)満期保険金の受取人の戸籍抄本と印 鑑証明書 (4)最終の保険料領収証 (5)保険証券
4. 死亡時支払金	(1)会社所定の請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検案書 (ただし、会社が必要と認めた場合は会 社所定の様式による医師の死亡証明書) (3)被保険者の死亡事実が記載された住民票 (ただし、住民票で不十分な場合で更に事 実関係の確認が必要なときは戸籍抄本) (4)その死亡時支払金の受取人の戸籍抄 本と印鑑証明書 (5)最終の保険料領収証 (6)保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(II) その他の請求書類

項目	請求書類
1. 保険契約の復活	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者についての会社所定の告知書 (3)保険証券
2. 保険契約の更新	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
3. 給付日額の減額	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)最終の保険料領収証 (4)保険証券
4. 死亡時支払金の 受取人の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)被保険者の印鑑証明書 (4)保険証券
5. 遺言による 死亡時支払金受 取人の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の遺言書 (3)保険契約者の相続人の戸籍謄本 (4)被保険者の印鑑証明書 (5)保険証券
6. 保険契約者の 変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
7. 解約	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)最終の保険料領収証 (4)保険証券
8. 給付金等の受取 人による保険契 約の存続	(1)会社所定の請求書 (2)給付金等の受取人の戸籍謄本 (3)債権者等が給付金等の受取人に発行 した領収証またはその他の給付金等 の受取人が第40条（給付金等の受取 人による保険契約の存続）第2項本 文の金額を債権者等に支払ったこと を証する書類

(注1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(注2) 被保険者の告知書を要する場合には、会社は、会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。

満期保険金付女性疾病入院特約条項 保険法施行日以後の取扱に係る特則

以下の「保険法施行日以後の取扱に係る特則」は満期保険金付女性疾病入院特約条項の一部となります。特則以外の条文についての変更はありません。ご契約時にお渡しした「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

第 24 条（保険法施行日以後の取扱に係る特則）

1. この特則は保険法（平成 20 年法律第 56 号）の施行日（平成 22 年 4 月 1 日）以後に適用します。
2. 第 16 条（重大事由による解除）は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、つぎのア. からエ. のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - ア. 保険契約者、被保険者（死亡時支払金の場合は被保険者を除きます。）または給付金等の受取人が、この特約の給付金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - イ. この特約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - ウ. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - エ. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえないア. からウ. に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (2) 会社は、給付金等の支払事由が生じた後でも、前号の規定に基づき特約を解除することができます。この場合、会社は、前号ア. からエ. に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金等の支払を行いません。また、この場合に、すでに給付金等の支払を行っていたときでもその返還を請求することができます。

- (3) 本項の規定によるこの特約の解除については、主約款の告知義務違反による解除の規定を準用します。
3. 第 1 条（女性疾病入院給付金の支払）から第 23 条（主約款の規定の準用）までの条項において、「必要書類」とあるのを「請求書類」と読み替えます。
4. 請求書類について、つぎの別表 1 を適用します。

（別表 1）請求書類

（I）給付金等の請求書類

項目	請求書類
1. 女性疾病入院給付金	(1)会社所定の請求書 (2)会社所定の様式による医師の診断書 (3)会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4)被保険者の住民票（ただし、給付金の受取人と同一の場合は不要） (5)給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6)最終の保険料領収証 (7)保険証券
2. 満期保険金	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の住民票（ただし、住民票で不十分な場合で更に事実関係の確認が必要なときは戸籍抄本） (3)満期保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4)最終の保険料領収証 (5)保険証券
3. 死亡時支払金	(1)会社所定の請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3)被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、住民票で不十分な場合で更に事実関係の確認が必要なときは戸籍抄本） (4)その死亡時支払金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5)最終の保険料領収証 (6)保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(Ⅱ) その他の請求書類

項目	請求書類
1. 特約の更新	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
2. 給付日額の減額	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)最終の保険料領収証 (4)保険証券
3. 特約の解約	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)最終の保険料領収証 (4)保険証券

(注1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(注2) 被保険者の告知書を要する場合には、会社は、会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。